

【環境農林水産部】

No.	用語	解説
*1	みどり	周辺山系の森林、都市内の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなどを総称。
*2	大阪産（もん）	大阪府域で栽培される農産物や畜産物、林産物、大阪湾で採取され府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品のこと。生産者等からの申請に基づき、府が許可すると、「大阪産（もん）」のロゴマークが使用できる。
*3	おおさかスマートエネルギーセンター	省エネの推進や再生可能エネルギーの普及拡大を目指して、平成25年4月1日に、大阪府と大阪市が共同で設置したセンター。府民や事業者からの質問・相談にお応えし、その取組みを支援するほか、事業者、府民、公共施設等とのマッチング事業などを行う。
*4	地中熱ポテンシャルマップ	再生可能エネルギーとして、導入が可能な地中熱について、地形、地質、地下水位などの情報から地中熱の採熱可能量（ポテンシャル）の目安を容易に把握できるマップ。
*5	下水熱ポテンシャルマップ	冷暖房や給湯等の熱源として利用できる下水熱について、その利用を民間事業者に提案していくために、府内の流域下水幹線の位置・流量・温度等を示したマップのこと。
*6	低利ソーラークレジット事業	自宅の屋根に太陽光パネルを設置する府民の初期費用負担を軽減するため、公募により選定した金融機関と連携し、低金利の個別クレジット型ソーラーローンを提供する事業。
*7	幼児環境教育指導者プログラム強化事業	幼児環境教育教材を作成し、府内全ての幼稚園、保育所、認定こども園に提供するとともに、教材の活用を促進するため、幼稚園教諭等を対象に研修会を開催する事業。
*8	温暖化防止条例	温暖化の防止等に取り組むため、エネルギーを多量に使う（CO ₂ を大量に排出する）事業者に対して、温暖化対策の計画や報告の届出の義務付け等を規定した条例。

*9	適応	「緩和」が温室効果ガスの排出を抑制し温暖化を抑えるという考え方であるのに対し、温暖化の進行を前提に現実の又は将来予想される気候変動の影響に備え、その被害を回避し、又は和らげ、もしくは有益な機会を活かしていこうという考え方。
*10	3 R	「ごみを減らす」という意味の Reduce (リデュース)、「繰り返し使う」という意味の Reuse (リユース)、「資源として再利用する」という意味の Recycle (リサイクル) という英単語の頭文字の3つを取って3 Rという。
*11	食品ロス	まだ食べられるのに捨てられてしまう食品
*12	P C B	PCB は Poly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称であり、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的に安定している物質で、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体等に広く使われていたが、有害であることが判明したため1972年以降は製造や新たな使用は禁止された。
*13	治山ダム	山地などの崩壊を防止し、土砂の流出を制御するため、土地の形状に応じて設ける小規模なダム。
*14	水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
*15	里山	都市と自然の間であって、人が利用してきた(いる)森林。人の影響を受けた生態系が存在する。都市化された地域では重要な自然空間。
*16	農地中間管理事業	農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、農用地等の貸付を希望する出し手から農地を借受け、農業経営の規模拡大や新規参入を希望する受け手に農地を貸し付ける制度。
*17	協同農業普及事業	農業改良助長法に基づき、国家資格をもった都道府県の専門職員(普及指導員)が直接農業者に接して農業技術・経営に関する支援を行う事業。農業生産性の向上や農産物の品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農業の6次産業化支援等を、国と都道府県が協同して実施。
*18	農の成長産業化推進事業	都市農業のメリットをいかし、経営感覚に優れた農業者を育成し、農業所得の向上による大阪農業の成長産業化を図ることを目的として、J Aグループ、農業関係団体や民間企業との連携のもと、農業者のチャレンジ意欲の喚起、経営マインドの強化、高度な農業経営手法(販売戦略、企画営業力等)の習得など必要な支援策を講じる事業(H28年度～)。

*19	新規就農村運営事業	就農を目指す人が、農業生産現場に近いところで週末を中心に研修などが受けられる事業（H29 年度～）。野菜栽培を対象に、研修での適性見極めや最低限の技術習得、独立就農に向けた農家とのパイプづくりを柱にしている。（5000 m ² 程度の農地で、約 10 名の研修受講生）
*20	認定農業者	田畑の拡大や機械化など 5 年間の経営改善計画を市町村に提出し、農業経営基盤強化促進法に基づき国に認定された個人や法人。地域農業を担う意欲的な農家を育てることが目的。府では、国の認定農業者のほかに、小規模であっても地産地消に取り組む農業者等を都市農業・農空間条例に基づき認定する大阪版認定農業者制度がある。
*21	大阪型農地貸付推進事業	農業振興地域を有しない 15 市町の市街化調整区域の農地（農地中間管理事業対象外）を対象に農地貸借を促進するため、農地を貸し付ける所有者に農地中間管理事業と同等の支援をする事業。
*22	大阪アグリアカデミア	大阪農業の成長産業化に向けて、農業者の経営能力を高め、農業販売額の拡大を図るため、平成 28 年度から J A グループ大阪との共同事業で実施する「農の成長産業化推進事業」の柱である実践型農業ビジネススクール。ビジネスマインドの醸成から、民間企業の最先端の生産技術、販売戦略まで、トップレベルの能力を習得できる。新規就農者向けのスタートアップコース及び主力農業者向けのリーダー養成コースの 2 コースからなる。
*23	農空間	農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところを総称する。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害の発生を抑制したり、被害を軽減する防災機能、都市のヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、環境教育・福祉・雇用の場提供など、様々な公益的役割を果たしている。
*24	畜産クラスター事業	畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が連携し、畜産の収益性を地域全体で向上させる取り組みに対して、国が補助事業等により支援する事業。 （参考 URL） http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html
*25	香港フード E X P O	香港で開催されるアジア最大級の国際食品見本市。例年、約 60 カ国・地域より約 2 万名のトレード・バイヤーが来場する。

*26	大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例	<p>土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする条例。主な規制項目等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,000 m³以上の土砂埋立て等を行うためには許可を得なければならない。 ・事前の周辺地域の住民への説明会の開催や、災害の防止と生活環境の保全のための措置等が必要。 ・搬入土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認や排水の水質検査を義務付け。
*27	ハザードマップ	<p>万一の災害発生時に、住民が安全に避難できるようあらかじめ被害の予想区域や程度、避難場所などを示す地図。住民の生命を守る観点から“逃げる” “凌ぐ”という減災対策として基礎自治体である市町村が中心となって作成する。</p>